

令和4年度第2回  
岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和4年12月5日(月)  
場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

岐 阜 県

## 1 出席者

<委員> 10名 (欠席委員1名)

- ・青山会長、宇佐美委員、大塚委員、荻巣委員、小林委員、鈴木委員、中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

<県(事務局)> 11名

- ・高井林政部長、平井林政部次長、小川林政課長、城戸脇森林活用推進課長、伊藤県産材流通課長、長谷川森林経営課長、田中森林保全課長、垂見技術総括監、大島森林吸収源対策室長、古沢木造建築推進室長、吉峯林業経営改革室長

## 2 議事

- ・議第1号 地域森林計画の樹立及び変更について

## 3 報告事項

- ・林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について

## 4 配布資料

- ・地域森林計画 樹立・変更(案)の概要…………… 資料1
- ・第15次木曾川地域森林計画書(案)…………… 資料2
- ・揖斐川地域森林計画変更計画書(案)…………… 資料3
- ・宮・庄川地域森林計画変更計画書(案)…………… 資料4
- ・長良川地域森林計画変更計画書(案)…………… 資料5
- ・飛騨川地域森林計画変更計画書(案)…………… 資料6
- ・岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告について…………… 資料7

## 5 議事録

### 13時15分開会

(事務局) ※垂見技術総括監

時間がまいりましたので、令和4年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。  
それでは、はじめに高井林政部長より挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※垂見技術総括監

本日は、委員11名中10名にご出席をいただいております、岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。

会議に先立ちまして、2点お願いがございます。

1点目に、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をお願いします。さらに、本日は報道関係の取材がありますので、撮影についてご了承いただきたいと存じます。

2点目は、ご発言いただく際は、卓上マイクのスイッチをオンにいただき、ご発言が終了しましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、事前にお配りしました資料に修正があり、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないように注意を払ってまいりますので、よろしく願いいたします。なお、修正内容は、追加でお配りしました正誤表でご確認ください。

本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※垂見技術総括監

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、これ以降の会議の進行を青山会長をお願いいたします。青山会長、よろしく願いいたします。

～青山会長あいさつ～

(青山会長)

それでは、本日の会議の進行をさせていただきます。

はじめに、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録署名者に荻巣委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議第1号「地域森林計画の樹立及び変更」について、まず、事務局から諮問文の配布をお願いします。

～諮問文配布～

(青山会長)

本日はペーパーレス会議ということですので、諮問文はパソコンに表示されていますので、皆さん、画面をご確認いただきたいと思います。

では、事務局から審議事項の諮問文の朗読をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

・ 諮問文朗読

林第402号 令和4年12月5日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
令和4年度第2回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく木曽川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛驒川森林計画区の地域森林計画の変更について

(青山会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～資料 1～6 に基づき地域森林計画の樹立及び変更について説明～

(青山会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「地域森林計画の樹立及び変更」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(荻巣委員)

11 ページをお願いします。

伐採計画の中で実行歩合 55.9%になった理由をご説明をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

主伐のところを見ていただきますと、前回の実行実績が 6 万 8 千 $\text{m}^3$ に対して、今回は 12 万 9 千 $\text{m}^3$ ということで増えております。間伐の方は、前回の 55 万 7 千 $\text{m}^3$ に対して、48 万 2 千 $\text{m}^3$ ということで、こちらの方は減少している状況でございます。

最初の方で説明させていただきましたとおり、木曾川計画区は間伐から主伐ができる林齢になってきておりますので、間伐の数量が減ってきており、実行歩合が前回より少し落ちているという状況でございます。

(荻巣委員)

木材価格の低迷等によりと言われたのですが、本当にそうでしょうか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

令和元年頃からウッドショックがありまして、その影響もあり一部の価格は高くなったのですが、現場の伐採量が増えるというところまでなかなか価格上昇が進んでいないところがございましたので、そのような評価とさせていただきました。

(荻巣委員)

具体的な数値でお示ししてもよろしいでしょうか。

岐阜県と同じような蓄積と面積を持つ宮崎県の場合、県全体の木材生産が A・B 材で 200 万 $\text{m}^3$ ぐらいございます。岐阜県の場合はだいたい 40 万 $\text{m}^3$ でございます。岐阜県の木材の取引単価は、過去 5 年くらい宮崎県より高くなっています。そのため、55.9%になった理由は、木材価格の低迷ではないような気がします。他に理由はあるのではないのでしょうか。

また、55.9%の評価の仕方について、100%になるとこれ以上伐ってはいけないという、危険な値と我々は認識していて、その中で、経済活動が行われる部分については悪いことでは

ないと感じていますが、それに関する評価についてはいかがでしょうか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

具体的な数字を示していただきありがとうございます。

木材価格の低迷という点について、岐阜県は他県に比べれば高い状況ではありますが、これまでの推移を見ておりますと、過去に比べて低い状態であるということに変わりがなかったため、このように評価させていただきました。ご指摘のとおり、他の要因についても十分考えられる点がございますので、今後もう少し分析を進めていきたいと思っております。

(中原委員)

今の質問は酷だと思いますよ。

この資料の中の文章の書き方で木材価格の低迷となると、ここにいる皆さんは、ついこの前までウッドショックで上がったじゃないかということを考える。それならば、ウッドショックの影響が出たものの、去年の秋から値段は下がり始めているため、元に戻ったような状況で、という表現にすればいかがですか。

(荻巣委員)

重ねて言いますと、宮崎県の方の地籍調査の進捗率が7割で、岐阜県の方が15%です。その辺のことを考えると、伐採量が伸びないのは、なかなか施業地が確定できないということも要因ではないかと思うところです。その辺はどう考えますか。

(中原委員)

山から木が出てこない理由の簡単な答えは何かといたら、岐阜県は他県よりも地籍調査が進んでおらず、所有者の合意が得られないため進まないという話です。もう一つは、人手が足らず、山の木を伐る人がいないから材木が出ないということ、この十年間、国も県も言い続けて、我々が黙って承服してきたという経緯があります。

だったら、文章を作るプロであれば、もう少しまともな文章を書きなさい。

今回のキーワードは、マスコミが囃し立てているから、ウッドショックで一時期木材価格が高騰し、2割3割、下手すれば製品は倍に上がったと思込んでいる。でも、山元ではそんなに上がっていません。だとしたら、文章を書くときはそこをひねり出すということが必要だと思う。荻巣委員のことを否定するわけではないが、これ以上押し問答しても県は答えられないと思いますが、改善の余地はあろうかと思えます。

(事務局) ※高井林政部長

荻巣委員の境界不明確な森林が多いというご意見に関して、岐阜県は15、6%ぐらいしか山林部の地籍調査は進んでおりませんので、そのことも一つの要因です。

また、中原委員からご指摘がありましたように、昨年、ウッドショックで価格は上がりましたが、岐阜県では木材生産量は伸びていません。その理由のもう一方は労働力です。急に伐採の指示があっても、人がいなければ伐れないため、労働力も大きな要因です。生産コストがまだまだ高く、採算性の問題もあります。色々な要因があって「低迷等」という代表の言葉で書いておりましたが、もう少し丁寧な書き方をするように改めてさせていただきたいと考えます。

(青山会長)

それでは、今の理由のところの表現を変えていただくということで、よろしいでしょうか。

(荻巣委員)

はい。

あともう1点の考え方としては55.9%が、この表現だと悪いという感じに取れるのですが、これは本当に悪い事なのかお聞きしたい。ここまで伐れるというような考え方でいいのでしょうか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

計画に対して実行歩合が低いということでございまして、相対的に数字が小さい大きいことが、良い悪いというような表現ではありません。

実際、100に近いこと自体が悪いという訳ではありません。計画数量は国の計画に合わせて高い数値になっていますから、県の実行量はなかなか100まで追いつかないというのが現実でございまして、この数字をもって悪いということではないです。計画の数量に対しては、低めであるという表現をさせていただきました。

(荻巣委員)

ありがとうございました。

(中原委員)

森林計画の概要説明ですが、膨大な資料はもちろん、前年からのものを引きずってきて、思わずダブルクリックしてコピーしてそのまま変わらなかったということが過去にあったようですけれども。私たちが興味を持つのは、今日配っていただいた概要資料です。今回は木曽川で、次は揖斐川で、と年度ごとに動いていくに合わせて、全県下の数値がこうで、その中で今回の木曽川の数値はこうで、といった資料にさせていただきたいです。全県下の数値が常に変動していくということによって、林政部が関わる山の資源状況がどう変化していくかということが非常に大事なことだと思っています。

それでは、最初に簡単な質問させてもらいます。資料13ページの最後に、保安林の所有

者の同意が難しいとあります。保安林に指定されると、公益性を求めるために、禁伐や何 ha 以上伐ってはいけない等の所有者に対して制限があります。逆に、県が保安林整備事業をしてくれますが、その他に所有者にこういった恩恵があるかご存知ですか。

(事務局)※田中森林保全課長

保安林に指定されると、メリットして一番大きいことは税制上の優遇措置です。そういったことに加えて、保安林指定の重要性や治山施設等を整備することで山地防災力が強化されることを、所有者の方に説明して取り組んでいます。

(中原委員)

税制上の措置というのは、具体的に言うと固定資産税の免除、加えて、相続税の減免効果がありますが、こういったものを所有者の方はほとんど知りません。大面積を持っていても小面積を持っていても保安林指定されていれば、毎年 4 月に来る固定資産税の納付書は来ません。ちなみに、税額が 1000 円以下でも発行されません。

こういったものもありますが、森林整備、保安林整備という切り口で、補助金ではなく、行政が強靱化を兼ねた形でやるということで話を進めていけば、今の時代それに対してノーと言う人は少ないと思います。保安林指定の拡大を図るならば、そういった説明は必要かと思えます。

加えて、質問でございます。

先ほど、萩巢委員もおっしゃっていた部分の一部で、資料の 17 ページ県全体のところですが、伐採量の全体計画がトータル 9,600ha で上がっています。皆伐、間伐、皆伐後の再造林、造林は、今はコンテナ苗になっていますよね。そうはといったものの、マンパワーが変わっていないということで、この数字出来ますか、という質問なのですが、出来ませんよね。マンパワーは、今年あたり 900 人切るのではないかと思っています。皆伐、間伐に加えて伐った分の造林が入ってきます。さらに、保育に関わる下草刈り、つる切り等をトータルすると、どれだけのマンパワーが必要なのかをただパソコンをいじって数字を出しただけでは、それに伴って、こういった制度、政策を練るかということをしないと、現場は常にその数値には到底届かない、となるということを危惧しています。そのマンパワーの確保については非常に難しい問題だと思います。

それともう一つ。100 年の森構想について、平井次長が課長のときだから、もう 7 年も 8 年も前になります。あれは、すばらしいバイブル、ロードマップだと思います。着手時の 10 年前には、電力が不足して、経産省が電気を使うのを制限するなどの危機的な状況になるなんてことはありませんでした。その中で、木質バイオマスというものを、岐阜県も順調に増やしてきている。あの時はここまでの状況が想定されなかった。だとすると、100 年の森構想の中で、枝葉になる部分というのは、取り巻く環境、例えばロシアのウクライナ侵攻によって、原油が上がるとか下がるとか、そういったいろんな問題を踏まえて、盛り込みながら



やらないといけないのではないか。その部分をやらなかったら、せつかくのいい構想も無駄になるということを踏まえてやるべきではないかということです。

最初のマンパワーについてのご回答いただきたい。

(事務局)※吉峯林業経営改革室長

マンパワーのご質問ですが、冒頭で説明のありました岐阜県森林づくり基本計画には目標数値を載せております。先ほどおっしゃった、木材生産と再造林保育に必要な人数というのを使って出しております。その人数ですが、岐阜県森林づくり基本計画では、間伐は令和8年に9,600ha、再造林面積は令和8年に1,000haとなっています。そのあとに続く、保育等に必要森林技術者数ということで、令和8年で1,140人とはじき出しております。

現状はどうかといいますと、基準年の令和2年に939人ということで、それからちょっと増えてまた減っているという状況です。これを増やしていくための施策を、岐阜県森林づくり基本計画の方で書かせていただいております。

(中原委員)

ありがとうございます。続いて関連の質問をします。

木材生産は、57万m<sup>3</sup>から60万m<sup>3</sup>の設定にしていますが、これに伴う岐阜県の労災発生率が47都道府県でもワースト8位となっています。言い方は悪いですが、岐阜県の木材生産は、現場作業員の屍の上に成り立っているというふうに思っています。事故が発生すれば、当然最前線で働く技能者を失うわけで、そうするとまた減っていく。初心者よりも2倍、3倍できる人たちを失うということは、数字以上に、木材生産というのは下降していくと思う。そういった、汚名をかぶった岐阜県の労災事故、これに対する対応も連動してやる必要があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)吉峯林業経営改革室長

林業労働災害の防止ということも、岐阜県森林づくり基本計画の目標に第4期から盛り込んでおります。具体的には、現在の労働災害発生頻度を5年間で半分にするというものでございます。国の方は、森林基本計画10年で半分になっていますけども、岐阜県は5年で半分にしていこうという目標です。現在、事故発生頻度は、全国で下から数えて8番目という状況ですが、これを改善していく施策を打っていこうということで基本計画に盛り込んでいます。

(中原委員)

半分にすると言ったら、木材生産を半分にすれば半分じゃないですか。何で嫌味で言っているかと言ったら、具体的にはどうですかということ。岐阜県には林災防というのは存在し

ているが、果たしてそれが機能しているかどうかということです。バイオマス関係の技術の  
いない伐採では、荒っぽい仕事が増え始めますから、労働災害が起こる可能性が増加しま  
す。我々は現場でやっていると、その辺は理解なさっているのでしょうか。

(事務局)吉峯林業経営改革室長

林業木材産業労働災害防止協会は、労働災害防止団体法という仕組みで作られており、民  
間の林業事業者の方の自主的努力を促すという仕組みになっています。例えば、労働基準監  
督署であれば日頃の指導があります。補助金であるとか、機械の購入の支援であるとか、指  
導助言というのを関係する国有林、民有林、労働基準監督署のそれぞれがやっているわけ  
ですけども、これを自主的努力だけではなく、官民一体で、指導助言をやっていきたくと思  
っています。もう一つは、ひとり親方のような林災防の会員でない方の事故が比較的多いとい  
う話も聞いておりますので、そういう林災防の会員でない方をカバーする労働災害防止の  
仕組みを作ろうとしています。繰り返しになりますけど、基本計画に盛り込んでおり、今月、  
そういう団体を立ち上げますので、労働災害防止に注力してやっていきたいと思います。

(中原委員)

林業の事故というと大事故です。要するに、足が一本飛ぶとか、下半身不随になるような  
事故です。死亡事故がランキングで計算されて、カウントされて、ワーストのグループに入  
っている。前からすごく不思議に思うのは、それだけ事故が発生していると、例えば建設業  
はパトロールして検査するでしょう。そういうことを労働基準監督署がやっていますかっ  
て話です。重大事故を起こしたら、まずその工事現場は止まってしばらくは仕事が枯れる。  
気を付けてください、ヘルメット被ってください、チェーンソーパンツ履いてください、と  
いう話をするだけではなくて、規制や管理をしないと死亡事故というのは減らないと思  
います。

なぜ、こういうことを言うかということ、これだけ死亡の事故、労災事故が多いところに自  
分の子供が働くと言った時、喜んで拍手して送り出せますか。あなたの娘がこの人と結婚し  
て何の仕事やっているの、明日死ぬかもしれない山仕事やっていますって来て、拍手送って  
いい人を見つけたねって言えますか。そういうこともあって、林業に携わろうということ  
を、親が止めます。そんなことしなくてもいいだろう、県森連に就職しなさい、県庁に就職し  
なさい、こういうことになっているのが現実だということを理解いただきたい。以上です。

(青山会長)

これは取り組み対策というのになるかと思いますが、その中で今のマンパワー、とりわけ  
再生林に関係するところで、林野庁は、ドローンを使って機材を運ぶということに常に力  
を入れ、ドローンの活用を全国で盛り上げていく計画もあるようです。人手不足をどこまでカ  
バーできるかわかりませんが、これからの計画の中には、ドローンで大型の100キロぐ

らいのものを運ぶことを考えると、当然ドローン基地などが必要になるかもしれません。ぜひ、この改善の中で、現状でできるものは入れていただければと思います。よろしくお願いします。

(小林委員)

先ほど保安林の話が出ましたので、少し話をさせていただきます。

私も保安林を持っていますが、10年前からもお知らせがこないのではっきり言って忘れていました。

私、自分の林を見たことがなくて、父が取得して私の名義にしてくれたものをそのまま保安林にしました。でも、見たこともないところなので、全く覚えがない。このままでいったら地籍どころか、私が何も言わなければ自分の子が相続することも知らないと思います。やはり、お知らせっていうのはすごく必要で、今ドローンということがありましたけれども、せっかくドローンでの調査をするのであれば、どこの誰だっっていうことで、お知らせできるシステムができるかもしれない。知らせるシステムがなければ、保安林であろうが、環境林であろうが、興味を持つことはないです。自分の持っている山で、地球温暖化の防止に資するというのであれば、皆さんちゃんとすると思う。そういえば税金免除だったなっていうのが、今思い出したくらいです。そういう方たちが多分大多数で、しかも沢山持っているわけではないんです。そのあたりをきちんと考えていただければ、地籍調査も進んでいくし、皆さんも森林に興味に向くのではないかと思います。中原さんの話で思いついたのでぜひお願いしたいと思いました。

(事務局)※高井林政部長

土地の管理、地籍調査に関しては市町村で実施されておりますので、市長さんの方から何かあれば、お話いただければと思います。

(青山会長)

私も実はたくさん保安林がありますけど、税金かかっていないですよ。所有山林の管理については、行政を頼るだけじゃなくて、自分の財産というものを自分で意識していただく必要があると思います。その時に、私にはこういうが不動産があるけどもこれはどうなっているのでしょうかという、逆に森林所有者から質問をしてあげないと、なかなか行政の方で1から10までということは、現状としては難しいと思います。それが今の九州の面積に近いくらいの所有者不明につながっているということになります。これはむしろ、我々も一緒になって、啓発活動といいますかね、自分の所有する財産については、今一度、課税台帳、もしくは、財産管理簿でしっかりと確認しましょうということと呼びかけるのも一つの方法かもしれません。

(事務局)※高井林政部長

林政部は山を所管しておりますが、土地や固定資産税は市町村管理、地籍調査も市町村が事業主体で実施することとなっています。そういう中で、森林に関する情報は、我々も持っておりますので、そういったものをうまく使って、連携してやっていくということは必要かなと思っております。

(小林委員)

ありがとうございます。せっかく森林環境税があるので、ぜひ事業を一度起こしていただいて、市町村も沢山人がいないと思いますので、今一度 10 年前か 20 年前のものかお知らせを作ってもらって、亡くなっているなら亡くなっていることの確認みたいのをしていたら、もう少し所有者がわかるのではないかと思います。

ぜひ、所有者代表ではないですけど、よろしくお願いします。

(青山会長)

その他よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

仕事柄、木材製品の販売を主にしております。その中で、資料 10 ページの人工林の齢級別面積のところを、非常に苦になって見ました。といたしますのは、ここに書いてあります、7 齢級以下が少なく、5 齢級以下が表の中ではほとんどゼロとなっています。私どもは、国産材又は岐阜県産材を主に販売していくという流通形態を目指してやっています。しかし、この先、20 年先、果たして、売る材料が岐阜県から出てくるのだろうか。逆にそこが心配でありまして。この数字を見ますと、新しい植林をどんどん進めていかないと、20 年後には、例えば柱や土台の適寸という材が岐阜県で育たないのではないかなという心配をしながら見ました。何かそれに対する対策等はあるのでしょうか。

(事務局)※長谷川森林経営課長

ご質問ありがとうございます。

県においても、若齢級の割合が非常に少ないと認識しております。これまで主伐、間伐をやってきましたがそれを主伐に切り替えています。また、主伐をした後も、そのまま放置されるというような状況もあります。そこは再造林をするということで、経費のところもできるだけ森林所有者に負担の無いような形で支援をしているというような状況であります。

昨年度の造林面積は、拡大造林をしたところ、再造林をしたところで 175ha でしたが、これを今年度は 300ha ということで目標を置いて、徐々に増やしていこうと考えております。

先ほど中原委員からもありましたそのマンパワーというところですね、重要なところでありますので、こちらも並行しながら、一度に切り替えることは出来ませんが、徐々に徐々に

に状況見ながら取り組んでいるところであります。

(中原委員)

今、鈴木さんからいいご質問があったとおりで、そんな悠長なことと言ってどうするのかというのが民間の考えです。少子高齢化と同じで、もう 50 年経ったらご指摘のとおり木材はない。岐阜県の分布数値は、林野庁発表の全国ベースと同じであるため、岐阜県に限ったことではなく、もうこの時には国産材時代は終わります。なぜならば、木がないから。それを今後どうやって、0 齢級から先をどういう形で上げていくか、そのためにはこういうことをします、というプランがないと近いうちに流域計画の会議やる必要なくなります、だって木がないから。増やすのはわかるけども、その辺は本当によく考えていかないと、明らかにこれ 1 年経ったら面積が増えるなんてことはありえない訳で、静かに静かに岐阜県の、日本の森林が枯渇する足音が忍び寄っていることを真摯に考えないと岐阜県から人工林はなくなる、全国から人工林はなくなる。

専業林家の私は、もうそこを見据えて 40 年生 50 年生を再度手入れしています。その時、競争力があります。うちは生き残りますよ、岐阜県の林政部がなくなっても。なぜならば、法正林化したものを安定的に維持すれば、必ず 50 年後、50 年生の木が何 ha ある。そういう考え方は、33 万 ha 民有林を有する岐阜県林政部が、専業林家としてのプランニングをしないといけないと思います。今のまま行ったら間違いなく、林政部があるにもかかわらず、岐阜県からは人工林が消えます。当然、仕事がないから労働者が減る、いなくなる。出て行った者は絶対戻ってこない。タクシーの運転手はコロナで客が引いた。戻ってこなくてまたタクシー料金が上がる。これは人間の心理です。

(事務局)※伊藤県産材流通課長

ご指摘のように、このグラフで見たとおりですけども、いわゆる柱適寸のような蓄積が増えてくるものについてですね、我々森林研究所と共同して、太いものでも芯去りで柱を作る、或いは梁桁を作るような研究もしております。そういったものを進めることで、部分的にはそういう材料を供給できるようにしていきたいと思っております。

(鈴木委員)

大径木を活用していくというのは、一つの手だと思っておりますが、周りの製材工場を見ても、製造ラインの中でそんな機械を持って整備されている製材工場はありません。太いものは太いなるの使えるところに使うべきで、でかくなったから仕方ない、じゃあこういうふうに使おうかとはならないと思います。若齢級の木から、植え続け、育て続けてくというのが大事ではないかなと考えます。

(事務局)※高井林政部長

適寸がありますので、大きいものを技術で対応することもできますが、やはり、次の世代の木を作っていくのが大事だと思います。今年から基本68%の補助率の造林補助金を県と市町村の協力によって100%補助金を出すということになりました。主伐で収入をもらい、再造林するときの経費は、県と市町村で全額持つということで対応しております。

それから、いきなり林業会社を作ることも難しいため、造林だけでしたら初期の投資も少なくて済むかもしれません。そのため、造林会社、或いは造林部門を、例えば建築会社に持っていたいただいた場合、初期の育成費用を助成するという事で参入をお願いしました。今年、2団体参入していただいて、マンパワーを確保しようとしています。

そういった形で、基本計画の今年300haの再造林の目標はほぼ達成できそうですし、最終的に5年先には1000haという目標を持って、森林の若返りを進めようと思っております。様々な方法でマンパワーを増やそうと、所有者の負担を減らそうと思ひ、なんとか進めたいと思っています。

(中原委員)

林野庁が各都道府県に対し、我々でいう森林経営計画のようなものを毎年更新しなさいというのはわかるけれども、2050年のカーボンニュートラルの話があるわけです。脱炭素社会を目指してやっているのだけど、林政部も4月から吸収源対策で森林活用推進課長がいらっしゃって、それを担当する吸収源対策室長がいらっしゃる。この業界って本当にレスポンス悪いし、遅いと思う。我々が持っているのは、30年生をピークとした吸収源で、なおかつ最初に吸収源として認められた、日本の林業です。それを具体的に数値化するところを今求められているのだから、少なくともこの資料1の中にそれぞれの流域別で数値を持ってるのが先進林業県で林政部が存在している意義だと思うのですが。

(事務局)※高井林政部長

冒頭申しましたように、地域森林計画とは別に岐阜県森林づくり基本計画と計画があり、そちらには国あるいは県の吸収量等について載せております。地域森林計画はどちらかというと施業等の目標値とされる数値を記載しております。

(中原委員)

そうではなくて、ここに来ている人たちを精通者と言っている以上、カーボンニュートラルに対して我が県の森林資源はこれだけのことを果たしている、そういった前提で見たときに、いやいや、ここは足りないのではないですかという意見が出てくるのが、建設的な会議だと思っています。今、部長がおっしゃったのは資料2～6の話で、私は資料1についての指摘です。

(青山会長)

よろしいですかね。意見は出そろいましたか。

(美谷添委員)

2点だけ、お願いになります。

最初に、先ほど意見にもあった危険な作業について、少しでも脱却しようとAIとかICTとか機械化を国も進めております。機械をどんどん使ってください、こんないいのありますよと言われますが、なかなかその機械が高いです。とても普通の事業体では買えないので、共同で使うなどを考えていただくと機械化が進むと思います。今、実験的に少し使わせていただいておりますが、もっと使うためにはどうしたらいいかということを考えて欲しいと思います。

2点目は、林業をやっていくうえでの、重要な課題は森林従事者不足です。私たち事業体は毎年あらゆる方法で人材を募集するのですが、なかなか集まってきません。森林整備の仕事は、ある程度の人数がそろわないと作業が進みません。そして一人前の技術者に育てるには3年～5年の熟練が必要です。

岐阜県には森林文化アカデミーという素晴らしい教育機関がありますが、エンジニア課、クリエイター課共20人の定員ですごく少ないと思います。またせつかく2年掛けて専門的知識を身に着けても、県内への就職率が60%程度で、林業事業体や森林組合に就職した人はまだまだ足りません。クリエイター課の卒業生は、県外から来ることが多く、卒業と共に地元に戻ってしまう人が多い気がします。クリエイターの方たちはなかなか現場で活躍してもらえません。そのため現場の即戦力となってもらえるエンジニア課の方に2年間みっちり育てていただき、県内の事業体や森林組合に送り出してほしいと思います。定員を増やすのは無理かと思いますが、県内で就職したくなるような良い案がないか事業体の者たちは話し合っています。岐阜県森林文化アカデミーが、素晴らしい教育施設として今後の岐阜県の森林林業界を背負ってくれる、大きな力になってほしいと願っています。

(事務局)※吉峯林業経営改革室長

最初に安全装備品を導入するのにコストもかかるということについてですが、新規に就業された方が初めて装備品を揃えるときに、その費用を補助させていただくというのを森のジョブステーションぎふを経由して実施しています。それをうまく使っていただきたいと思います。予算の都合等もありますので、県内全体を一度にはなかなか難しいですが、新規に採用される方にはぜひ使って欲しいと思っております。

二つ目のアカデミーの方ですが、定員であるとかカリキュラムであるとか、就職指導はアカデミーの中の話にはなりますけども、今後も森ジョブと連携させていただき、インターシップやアカデミー卒業して就職された方の話を聞く機会を設けるなどして、何とか県内の森林組合、林業事業体に就職していただきたいというふうに思っております。

(青山会長)

他に意見等ありませんでしょうか。

今日の内容としましては、まずは11ページの伐採計画の表現の修正がございました。そしてまた、13ページの保安林指定、解除等の中でも表現のことで修正があります。計画それぞれに共通する課題として、マンパワー不足、また労働災害事故対策、こうしたことが強く出された意見でございます。

これを今日中に修正するのは難しいですね。「等」の部分の踏み込んだ文章にしていたかどうかということによろしいでしょうか。今日、変更するということは作業的には大変ですので、また後日改めて書面にて送付させていただくということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(青山会長)

ありがとうございます。

それでは、本日提出をいただきましたご意見に対しまして、事務局より書面にて回答をいただくということで、審議を行うということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(青山会長)

ありがとうございます。

それでは議第1号につきましては、書面により継続して審議を行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

以上で 議事は終了いたしました。引き続きまして、「報告事項」に入ります。「岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告について」事務局から報告をお願いします。

(事務局) ※田中森林保全課長

～資料7に基づき「岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告について」について説明～

(青山会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんか。



(小林委員)

太陽光発電のことですが、19 行目の合同会社〇〇というところですが、以前の大きい開発許可があったところの隣でしょうか。一番心配しているのは、太陽光発電の場所が、1 度許可が出たところで、その隣、その隣と、どんどん重ねていくのが心配です。以前、大きな太陽光発電の許可を出したところの隣ではないかと思うのですが、環境保全がきちんとなされているかどうかの確認ができているのでしょうか。土岐も同じように、林地部会でかなり揉めたところの隣だと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局) ※田中森林保全課長

審査する段階で、最初開発した場所と隣接しては良くないですので、基準により審査してやっておりますので、今おっしゃったようなことにはなっておりません。

(小林委員)

ありがとうございます。

先ほどの地球温暖化防止のところと、林地開発することと相反したものにならないように、ぜひこれからもよろしくお願いします。

(事務局) ※田中森林保全課長

地球温暖化防止については、環境アセスメントにおいてやっておりますが、林地開発許可ということでこの審査基準に基づいて許可を行っています。

(青山会長)

その他によろしいでしょうか。

ちなみに中津川市でも、事業者から寄付をしたいと申し出があり、多額の寄付金でしたので喉から手が出るほど欲しかったのですが、広告に使われると嫌でしたのでお断りしました。なぜ受けないのかとの圧力もありましたけれども、受けないものは受けないということで、受けませんでした。

(中原委員)

この黄色の行にある、事業地域面積とは何ですか。これを三つ四つ合わせると約 10ha ですよね。裏面行きますと、小林委員のご指摘どおり、桁外れのすごい量ですけど。前回のものと隣接したものととなるとメガソーラーレベルになるので、二次災害のことは十分考慮しなければ、非常に危険性が高いという小林委員のご指摘だったと思います。

それで、質問ですけども、採石場は山の土を取ったりしますね。これが例えば裏面の書類、24ha とかですね、〇〇産業だったら 62ha とかも桁外れに多いですけど、採った後、地目は山林から何になるのですか。そして、そこに太陽光発電施設を設置してもお咎めを受けない

のでしょうか。

(事務局) ※田中森林保全課長

採石の場合、最終的に植栽し、森林に戻すという条件になっております。そのため、地目は山林のままで、また森林に復旧されます。したがって、森林ということで、そのあとも継続するという事です。

(中原委員)

いわゆる現況復旧ですか。石を採っているから山の形は変形していると思いますが、そこに、植えるということですか。

(事務局) ※田中森林保全課長

そういうことになります。もちろん防災施設は作りますが、そこにまた植栽をして森林に戻すという計画になっております。

(中原委員)

建前ね。

(事務局) ※田中森林保全課長

そういうことではなく、最終的に確認して計画通りになっていないと完了を認めません。

(中原委員)

わかりました。

(青山会長)

ではよろしいですか。多くのご意見ありがとうございました。

それでは、報告事項を終了させていただきます。

その他で、何かご意見があれば、お願いします。

(小林委員)

私が委員やっていた間に、温暖化対策の方の施策で森林を使った県産材の住宅づくりがあったのですが、商工から出てくるとZEHですね、ゼロエネルギーハウス。何がメリットかというと、二酸化炭素の吸収と書いてあります。書き方の問題ですが、もう少し森林をアピールするために、例えば炭素の固定とか、自分たちの家もっているメリットとかを、施策の中の言葉に入れ込まれていかないと、ちょっとピンとこないですね。そこでぜひこの森林審議会をお願いしたいのが、その木で作った住宅のメリット、断熱材としての木材のメリ

ット、そういうものをきちんと書き込んだ施策にさせていただいた方が県民としてはピンとくる。

今さっき中原委員が言われていること、カーボンニュートラルに貢献する住宅を建てようと思うとやっぱり木材で作った住宅だと思いますよ。そこをアピールするような文章をこれからきちんと考えていただく。それから、カーボンニュートラルに関する話とかがあっていうところをきちんとアピールするようなパンフレットだとか、そういうものがないと、私たちはピンと来ないですよ。

私は、気候変動の教材を作っていて、その教材の中に木材の良さとかを入れる際、やっぱり二酸化炭素を固定しているものを持っているということが一番として書くと、次は固定している木材で作ったものをどう保全するかっていうことが大切になる。そこを書いたものがないので、岐阜県の地産地消の自分の家を建てるならばその近くの木材を使った方がいいということも含めて、木材を中心にした環境対策みたいなものを、ぜひ作っていただきたいなと思っておりました。ぜひそれをお願いしたいと思います。

(事務局) ※伊藤県産材流通課長

今の住宅の二酸化炭素の固定に関して非常に重要な話でございます。住宅に限らず非住宅でも木材を使うことで、二酸化炭素の固定が非常に重要だと思っております、ちょっと今の計画の中にはそういう部分が十分反映されていないというご指摘をいただきましたので、確認の上、対処させていただきたいと思っております。

それと後段の木材の良さやPRの話については、条例の中でもPRの位置付けをしておりますので、今のご意見を踏まえて、対応をしてみたいと思っております。

(青山会長)

それでは、お時間でございますので、これで議事を閉じさせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

(事務局) ※垂見技術総括監

青山会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜わり、ありがとうございました。なお、議第1号につきましては、後日書面による審議をお願いいたします。

また、本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

これを持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

15時00分閉会